

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	LULUCF- Update on the ability to utilize LULUCF projects in CDM & ET Schemes CDM とヨーロッパ排出権取引スキームにおける、土地利用に関するプロジェクトのクレジットの扱い
主催	IETA
日時	2005 年 11 月 30 日
主要討論者	- Mr. Douglas Stilwel (International Paper) - Mr. Toby Jonson-Smith (CCBA) - Ms. Beatrice Ahimbisibme (Uganda:PP) - Mr. Dannecker Christian (EcoSecurities) - Mr. Benoit Bosqnet (BioCF)
目的	京都メカニズム、またヨーロッパ排出権取引スキーム (EU ETS) などにおいて、LULUCF がどのような役割を果たすことができるか、また政策決定者、投資家などの LULUCF に対する視点を紹介。
発表の概要	<p>[Toby Jonson-Smith: CCBA] CCBA の紹介について CCB (Climate, Community and Biodiversity) は土地利用計画やリスクなどを計るツールであるため、CDM のみでなく自主的なマーケットや森林保全のプロジェクトなど、様々な目的で利用することができる。</p> <p>炭素市場の重要性として、GHG 削減への手段、中国やアメリカなど鍵となる国への取り組みの促進、貧困削減への寄与、気候変動枠組み条約や生物多様性保護条約などの多国間条約への貢献、適応への貢献、co-benefit をあげた。</p> <p>植林事業におけるリスクとして、市場 (CDM 植林 1990 年の排出量比 1% という上限決定など)、生物多様性や地域コミュニティへの影響、追加性、モニタリング、リーケージ、永久性などがあげられる。</p> <p>2012 年以降の京都議定書について、森林減少の回避 (avoided deforestation) が今後 COP/MOP でどのように議論されるか、森林 CDM に関する手続きである 19/CP.9 がどのように修正されるか (新規植林/再植林以外の事業が CDM として認められるか、クレジット補填、1990 年の排出量比 1% という上限) が重要な点である。</p> <p>また、EU ETS における問題 (現在のところ森林 CDM のクレジット取引は認められていない) に関して、EU 内でも LULUCF からのクレジットの取引に前向きである国もいくつかあるため、制度を見直してもよいのではないか。</p> <p>[Beatrice Ahimbisibme: ウガンダ植林事業実施者] 植林事業やその有益性について 現在ウガンダでは、NGO の Eco Trust (NGO) の下で、131 名が参加している 5 つの植林事業 (持続可能な農業) がある。この事業では、未使用の土地を利用して、有機肥料を使用し、植林を行うものである。この植林事業によりクレジットが発生し、事業参加者にクレジットから生じる利益が配分される。</p> <p>植林事業により、養蜂が可能になったことや落枝を利用した薪炭材が採取できるように</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>なったことなど、副次的な利益があった。これからも、事業を継続していきたい。</p> <p>【Dannecker Christian: EcoSecurities】森林事業に対する投資者の動向調査について 調査は、森林事業に対する意向、ETS への期待、方法論、CCBA に関して、EU と日本の企業を中心にメールや電話で実施し、49 件の回答を得た。</p> <p>森林事業への投資の障害として、一時的なクレジット、方法論が少ないこと、一般的なリスクがあること、をあげた。</p> <p>森林からのクレジットが EU ETS に組み込まれる場合、60%が投資したい意向を示し、その他はまだ考慮していない結果がでた。</p> <p>CCBA などを利用して発生したプレミアム付クレジットに投資するか、という点に対して、53%が投資したい、40%が投資しない、という結果がでた。投資したいという理由について、リスクマネジメントや不確実性が減るという点があがった。</p> <p>新規植林と再植林以外にカテゴリーができた場合(例えば森林保全等)、それらのプロジェクトに投資するか、という質問に対して、34%が好意的に、10%は否定的な意向を示した。</p> <p>【Benoit Bosqnet: Bio Carbon】土地利用の市場について</p> <p>Bio Carbon は先進国の政府や日本の私企業のあわせて、14 団体が参加している。</p> <p>現在の植林プロジェクトのクレジットは非常に安価である。また、植林によるクレジットの市場には以下の 5 点のリスクが考えられる： 規制のリスク、プロジェクトリスク(予想を下回る排出削減のポテンシャルの低さなど)、 国リスク(売買の法的規制、国家プロジェクト承認など)、 市場リスク(EU ETS での取引不可など)、 評判リスク(環境、社会的評価)。</p> <p>永久性に関して、「非永久性リスク(一時的クレジットのルール)」と「補填リスク(60 年後の補填)」に 2 分できる。前者では、植林種が地域の生態系に対応していること、地域住民の参加などプロジェクトの選定を慎重に行うこと、プロジェクトのポートフォリオに多様性を持たせる、などの対応によるリスク回避が可能である。</p> <p>COP9 で承認された吸収源 CDM のルールでは、新規植林と再植林のみに限定されている。また、吸収源 CDM からのクレジットは各国 1990 年排出の最大 1%までしか利用できない。そして、健全な森林であっても 60 年後にはクレジットを補填しなければならない。さらに、森林に関する方法論は 1 つしか承認されていない。このような問題のため、森林プロジェクトによるクレジットの市場を発展させるのは容易ではないが、EU ETS への組み込みなどが解決策のひとつとして考えられる。</p>
資料	<p>IETA ウェブサイトにて資料入手可能 http://www.ieta.org/ieta/www/pages/index.php?ldSitePage=993</p>

文責：錦 真理 (GEC)